

# JASPAR 会員規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 本規程は、一般社団法人 JASPAR(以下、「当法人」という。)における会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** 本規程における用語の定義は、次の通りとする。

(1) 知的財産権とは、知的財産管理規程第2条の定義による。

## 第2章 会員

### (入会の審査)

**第3条** 当法人には、幹事会員、正会員、準会員および学会会員からなる会員組織を置き、運営委員会は以下の基準に従って審査し、入会の可否を決定する。

(1) 幹事会員

トヨタ自動車、日産自動車、本田技研工業、デンソー、豊田通商

(2) 正会員

当法人の目的に賛同する日本国内に本社また支社を置く法人、団体および機関であって、カーエレクトロニクスおよび関連機器等の研究、開発、製造または販売に従事する者

(3) 準会員

当法人の目的に賛同する法人、団体および機関

(4) 学会会員

日本国内の大学その他の高等教育機関、研究機関もしくは研究者または標準化団体その他の公益もしくは非営利の団体(法人を含む。)であって当法人の目的を達成するために有益と認められる者

2 前項に定める幹事会員のほか、理事会が特に承認する者を、幹事会員とする。

### (入会)

**第4条** 正会員、準会員または学会会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を受ける。

2 法人または団体たる会員にあつては、法人または団体の代表者として、当法人に対してその権利を行使する者(以下「責任者」という。)を定め、事務局に届け出る。

- 3 責任者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出する。
- 4 法人、団体および機関が他の法人の発行済み株式の全数を保有する場合、(以下、保有する法人を「親会社」、保有される法人を「子会社」という。)、別途定めるグループ企業参加申込書を会員企業が事務局に提出することにより、親会社および一または複数の子会社から構成される企業集団(以下「企業グループ」という。)は、一会員として取り扱う。
- 5 入会の申請を受理された法人、団体または機関は、第 5 条第 1 項の規程に定める会費を納付した日の属する暦月の翌月初日をもって会員たる地位を取得する。

### 第3章 会費等

#### (会費等)

**第5条** 会員が毎年納付すべき会費に関して次のように定める。

幹事会員 400万円

正会員 130万円

準会員 40万円

学会会員 会費なし

- 2 会費は入会する暦月に関係なく、別途請求書に定められた納入期日までに全額を納付しなければならない。
- 3 正会員、学会会員が、ワーキンググループに参加する場合は、理事会が定める規則に従い、参加する一または複数のプロジェクト活動に要する経費として当法人に活動費を納付しなければならない。活動費の細目は別に定める。
- 4 既納の会費および活動費については、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 理事会は、会費もしくは活動費の額またはその算定基準に関する規則を変更する場合は、当該変更の発効予定の30日前までに全ての幹事会員、正会員、準会員に変更案を送付する。なお、変更案の発送から発効予定日までの期間中に、幹事会員、正会員および準会員の半数以上から異議が表明されたときは、理事会は当該変更を行わない。

#### (賦課金)

**第6条** 当法人は、第 5 条に定める会費のほか、以下に定めるところにより、当該事業または目的に賛同した会員に対して賦課金を徴収することができる。

- (1) 本会が特定の事業・プロジェクトを行うにあたり、その費用を別途確保する必要があるとき
  - (2) 大規模な設備投資や突発的な支出を要する活動において、追加の財源を必要とするとき
  - (3) その他理事会が必要と認めたとき
- 2 賦課金の徴収に係る具体的な事業・目的、徴収額、支払方法及び納入期限等は、理事会が別途定める。

## 第4章 会員の権利義務

### (会員の権利)

第7条 会員は、他の規程に定める他、次のような権利を有する。

#### (1) 幹事会員

- ① 幹事会、運営委員会および各ワーキンググループ(以下、「WG」という。)に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- ② 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程、特定部門向け知的財産管理特別規程文書管理規程および規格文書等管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。
- ③ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

#### (2) 正会員

- ① 運営委員会および各WGに参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- ② 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程、特定部門向け知的財産管理特別規程文書管理規程および規格文書等管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。
- ③ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

#### (3) 準会員

- ① 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程、特定部門向け知的財産管理特別規程文書管理規程および規格文書等管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。
- ② その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

#### (4) 学術会員

- ① WGに参加し、意見を述べることができる。
- ② 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程、特定部門向け知的財産管理特別規程文書管理規程および規格文書等管理規程に従って、研究活動に使用することができる。
- ③ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

2 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3 第1項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。なお、消滅前に有していた権利および負担していた義務については、理事会が定める規則をもってその取り扱いを定める。

### (会員の義務)

- 第8条** 会員は、議決権その他の権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。
- 2 会員は、社員総会、理事会、幹事会、運営委員会およびWG その他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。
- 3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

## 第5章 資格の喪失

### (退会)

- 第9条** 会員は、退会の1か月以上前に当法人に対して退会の予告をすることにより、いつでも退会できる。
- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。
- (1) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人、団体または機関が解散したとき
- (2) 当該会員が第3条に定める基準を満たさなくなったとき
- (3) 除名されたとき

### (除名)

- 第10条** 会員が次の各号の一にでも該当するときは、理事会の決議により、代表理事がこれを除名することができる。
- (1) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) WG等への参加が一切なく、実質的な活動を行っていないとき(ただし、当該会員が準会員または、学会会員である場合を除く)。
- 2 前項に規定する理事会の決議の前に該当会員に弁明の機会を与える。

### (会費滞納者に関する措置)

- 第11条** 別途請求書に定められた納入期日までに会費の納付を行わない会員は、会員資格の停止となり、第7条1項の権利を停止する。
- 2 会員資格の停止後、事務局からの督促後30日を経過しても会費の納付が無かった会員は、理事会の決議によりこれを除名することができる。

### (反社会的勢力の排除)

- 第12条** 会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団

等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを会員資格保有の必須条件とする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 会員は、自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説を流布し偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないものとする。
- 3 会員が第 1 項各号のいずれかに該当する事が判明、または前項に違反した場合、何らの催告なしに直ちに除名する事ができるものとする。

## 第6章 管理

### (会員名簿)

**第13条** 当法人は、正会員、準会員および学会会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

2 名簿の管理については、事務局がこれを行う。

## 第7章 附則

### (施行)

**第14条** 本規程は2004年9月16日から施行する。

### (改廃)

**第15条** 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。

### 改訂履歴

- 2005年4月1日(第4条4項 企業グループ定義の変更)
- 2005年9月1日(第4条4項 企業グループ申請制度追加)
- 2006年4月1日(第6条4項 企業グループの権利削除)
- 2006年7月1日(第3条1項 幹事企業の追加)

- 2009年4月1日 (第1条 名称の変更)
- 2017年4月1日 (第3条1項 幹事企業の変更)
- 2018年6月7日 (第3条1項 入会審査機関の変更)  
(第4条1項 入会承認機関の変更)
- 2021年1月1日 (第3条1項1号 幹事企業名の変更)  
(第3条1項2号 正会員審査基準の変更)  
(第6条1項 幹事会員の項を新設)
- 2022年2月1日 (第9条3項 除名項目の削除)  
(第10条(現第11条) 会費滞納者に関する措置を新設)  
(第11条(現第12条) 反社会的勢力の排除を新設)
- 2025年4月1日 (第6条 賦課金を新設)  
(第7条(会員の権利)以下 第6条(賦課金)新設に伴う条番号の修正)  
(第7条(会員の権利)「JASPAR 特定部門向け知的財産管理特別規程」新設に伴う、文言の追加)  
(第7条(会員の権利)1項2号、第8条(会員の義務)2項、及び第10条(除名)1項3号定義語への修正)  
(第10条(除名)1項3号表現の統一)
- 2026年4月1日 (第5条1項 幹事会員、正会員、準会員の会費を修正)